

平成 22 年

# 御嵩町議会第 2 回定例会会議録

平成 22 年 6 月 10 日 開会  
平成 22 年 6 月 18 日 閉会

御 嵩 町 議 会

## 平成22年御嵩町議会第2回定例会会議録目次

	ページ
<b>6月10日（第1号）</b>	
1. 議事日程 .....	3
2. 出席議員 .....	4
3. 欠席議員 .....	4
4. 説明のため出席した者の職・氏名 .....	4
5. 職務のため出席した者の職・氏名 .....	4
6. 開会の宣告 .....	5
7. 会議録署名議員の指名 .....	1 2
8. 会期の決定 .....	1 2
9. 諸般の報告 .....	1 2
10. 議案の上程及び提案理由の説明 .....	1 9
議案第29号～議案第32号、発議第6号 5件	
11. 請願の委員会付託 .....	2 5
12. 議案の審議及び採決	
議案第29号 .....	2 7
13. 散会の宣告 .....	2 8
14. 署名 .....	2 9
 <b>6月15日（第2号）</b>	
1. 議事日程 .....	3 1
2. 出席議員 .....	3 1
3. 欠席議員 .....	3 1
4. 説明のため出席した者の職・氏名 .....	3 1
5. 職務のため出席した者の職・氏名 .....	3 1
6. 開議の宣告 .....	3 2
7. 会議録署名議員の指名 .....	3 2
8. 一般質問	
3番 早川文人君 .....	3 2
(1) 行政と住民との協働について	

(2) 町長・議会議員の選挙について	
12番 木下四郎君 .....	4 0
(1) 名鉄広見線の存続について	
(2) 保育園について	
11番 谷口鈴男君 .....	4 7
(1) 国道21号バイパス信号交差点設置について	
2番 安藤博通君 .....	5 6
(1) 人口減少について	
(2) 21・22年度諸施策について	
6番 大沢まり子君 .....	6 7
(1) 子供の読書環境の充実について	
(2) 誰にでもやさしい町づくりを目指して	
7番 岡本隆子君 .....	7 9
(1) 駅前関連施設について	
(2) 名鉄広見線について	
(3) COP10について	
9番 佐谷時繁君 .....	8 9
(1) 「家庭の日」の具体化を！	
(2) 政策の事後評価	
9. 散会の宣告 .....	9 7
10. 署名 .....	9 8

#### 6月18日（第3号）

1. 議事日程 .....	9 9
2. 出席議員 .....	9 9
3. 欠席議員 .....	9 9
4. 説明のため出席した者の職・氏名 .....	9 9
5. 職務のため出席した者の職・氏名 .....	1 0 0
6. 開議の宣告 .....	1 0 1
7. 会議録署名議員の指名 .....	1 0 1
8. 議案の審議及び採決	

議案第30号 .....	1 0 1
議案第31号 .....	1 0 3
議案第32号 .....	1 0 4
発議第 6 号 .....	1 0 6
9. 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 .....	1 0 7
請願第 1 号 .....	1 0 7
10. 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定 .....	1 0 8
11. 町長あいさつ .....	1 0 8
12. 閉会の宣告 .....	1 0 9
13. 署名 .....	1 1 0

## 平成22年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 平成22年6月10日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成22年6月10日 午前9時00分 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 報告第2号 平成21年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 報告第3号 平成21年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
  - 報告第4号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
  - 議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 議案第30号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について
  - 議案第31号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第32号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 発議第6号 名鉄広見線存続のための法定協議会設立に関する決議
  - 請願第1号 21号線バイパス尼ヶ池交差点への信号設置等に関する請願書

平成 22 年 6 月 10 日

第 2 回 御嵩町議会定例会会議録（第 1 号）

## 議事日程第1号

平成22年6月10日（木曜日） 午前9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 10件

(1) 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書

(2) 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書

(3) 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書

(4) 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書

(5) 選択的夫婦別姓導入に反対する請願

(6) 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する請願

(7) 財政援助団体監査報告書

(8) 随時監査実施報告書

(9) 定例監査実施報告書

(10) 現金出納検査結果報告（平成22年2月分～4月分）

町長報告 3件

報告第2号 平成21年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成21年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第4号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 5件

議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第30号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第31号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議第6号 名鉄広見線存続のための法定協議会設立に関する決議

日程第5 請願の委員会付託 1件

請願第1号 21号線バイパス尼ヶ池交差点への信号設置等に関する請願書

日程第6 議案の審議及び採決 1件

議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて

---

出席議員 (12名)

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原勇	11番 谷口鈴男	12番 木下四郎

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 山田儀雄
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 松岡学一
教育担当参事 渡辺義弘	まちづくり担当参事 堀智考
総務課長 田中康文	企画課長 鍵谷昌孝
まちづくり課長 奥村悟	税務課長 日比野優
住民環境課長 伊佐治徳保	保険長寿課長 山田徹
福祉課長 若尾要司	農林課長 安藤信治
上下水道課長 伊左次一郎	建設課長 吉田隆博
会計管理者 藤木伸治	学校教育課長 田中秀典
生涯学習課長 玉木幸治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐久間英明	議会事務局書記 加藤暢彦
--------------	--------------



## 開会の宣告

### 議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。よって、平成22年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いをいたします。

なお、ケーブルテレビ可児よりビデオ撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。また、議会だより等に使用するため写真撮影を行いますので、これを許可いたします。

招集者 渡辺町長より、あいさつをお願いします。

渡辺町長。

### 町長（渡辺公夫君）

おはようございます。

御嵩町議会第2回定例会開催に当たり、国政や町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

内容に入る前に、少し言いわけではありませんが、このような国政が混沌として、この文章をつくる間に首相が交代するというような経験は初めてでありますので、国政の場での発言されていることと私のこれをきょう申し上げることと若干そごがあるかもしれませんが、その点は御容赦願いたいと思います。

それでは、内容の方に入らせていただきます。

基地問題での迷走、政治と金での混乱の責任をとり、6月2日、鳩山前首相は辞任の道を選択されました。その結果を受け、6月4日、首相指名選挙により菅直人新首相が誕生し、一昨日、新内閣でのスタートが切られました。「最小不幸の社会」の実現、これが菅首相の目指す国家像となるようであります。地方自治体を預かる者として、ボトムアップの精神で臨みたいと考えております。

鳩山前首相は、普天間飛行場代替施設問題では「最低でも県外移転」と表明されておりましたが、最終的には5月28日の閣議で、代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置することが決定されました。一時は、訓練などの移転候補地として鹿児島県徳之島を明示しましたが、地元の激しい反対運動もあり、結果としては、もとの案に戻っただけの感は否めません。かつて産廃問題で対立を経験した御嵩町民としては、軽々に具体地

名を出され、その賛否が分かれ、現在進行形で対立を持ち込まれた地域の方々には、言葉ではあらわせない思いがございます。

鳩山前首相は、これまでアメリカや地元の合意を得て5月中に決着させると繰り返してきましたが、方向性を示すのみにとどまり、全面決着とは至っていないのが実情であります。こうした経過の中、閣議での署名を拒否した社民党の福島党首が大臣を罷免、さらに政権樹立後わずか8ヵ月余りで連立から離脱する事態を招くこととなりました。

社民党の基地問題に対する方向性が一朝一夕に実現するとは国民の多くは考えてはいないと思いますが、署名拒否、政権離脱という選挙公約を守ることが潔く、清涼感を与えるほど、この国の政治が疲弊していることが問題と言えます。有権者に一番近いところで政治を行っている私や議員の皆さんには信じがたい現象が、今、国政の場では起きております。この一連の基地問題や政治と金の問題で政党支持率もさらに低下し、野党からの批判だけでなく、党内部からも政権運営を疑問視する声が上がリ、政権運営の継続には耐えられなくなった形であります。こうした政局の揺れは、地方自治に与える影響は少なくありません。今後、7月に予定されている参議院議員選挙の結果いかんによっては、また政局として結果責任、政界再編、連立の枠組み等、多くの不測の事態が起こり得る可能性は高く、今後の動静に注視してまいりたいと考えております。

4月20日に、宮崎県において口蹄疫の疑似患畜の1例目が確認され、その後、宮崎県一帯に被害が拡大しました。口蹄疫は牛や豚等の家畜がかかる伝染病で、ウィルスの伝染力が非常に強く、畜産業に大きな経済的損失をもたらします。農林水産省は、宮崎県とともに、感染の拡大を防ぐため殺処分の実施及び感染した牛や豚の肉や牛乳を市場に出さないように確実に措置することを表明しましたが、対応が後手に回ったことは否めません。国はこの事態に対処するため、口蹄疫の蔓延防止策を実施するとともに、それに要する国の費用負担や生産者の経営、生活の再建支援等の特別措置を講じる法案を国会に提出し、5月28日に成立しました。赤松前農林水産大臣は、この件について宮崎県知事や地元生産者に謝罪しましたが、生産者の経済的、精神的打撃ははかり知れないものであり、この法律による救済措置が心から待たれるものではありません。

この事案で私が学ばせていただいたのは、早く対応して褒められることはございませんが、対応がおくれれば問題が拡大し、批判されるということでもあります。私自身がこのような判断を迫られる事案が生じた場合、褒められなくとも覚悟を持って早く決断するということでもあります。

また、御嵩町においては2月1日現在、合計で肉用牛413頭を繁殖する生産家が2軒存在するため、今後の動静を注視し、県と協力しながら感染防止について万全を期していきたいと考え

ております。

次代の社会を担う子供の健やかな成長を社会全体で応援することを趣旨に、中学校終了前までの子供について月額1万3,000円を支給する子ども手当法が4月より施行されました。新制度発足後初めての子ども手当の支給が6月1日より開始され、当町におきましては、本日6月10日に4月、5月分の支給を実施しております。当町におきまして、子ども手当を受給する要件を備えられた方の総数は1,432件であり、このうち5月21日の申込受け付け締め切り日までに約93%の方が手続を完了しております。手続が未了の方につきましては、9月30日まで申し込み猶予期間がありますので、福祉課より順次連絡させていただき、支給漏れのないよう万全を期する所存であります。この子ども手当については賛否さまざまな意見がございますが、国として国民や地方の声を聞き、柔軟な対応をしていただきたいと考えております。

次に、町政を取り巻く諸問題について、状況など概略を申し上げます。

まず、この4月から5月にかけてオープンいたしました御嶽宿さんさん広場、みたけ健康館、御嵩宿わいわい館の使用状況について、順に御説明いたします。

御嶽宿さんさん広場が4月4日オープンをいたしました。私が町長になって、いわゆる箱物をつくってきませんでした。緊急経済対策の交付金の効果的使途と、駅前の広場にいつも人の姿があるようにと、にぎわい創出を目的にこの施設を整備しました。幸い、この施設にある足癒は皆さんに大変好評であり、利用者が隣同士楽しそうに話をされている姿も見受けられるようになり、新たな交流の場として受け入れられているかと思えます。この足癒につきましては、太陽光パネルによる10キロワットの発生エネルギーを活用していますが、この電気は夜間にも使用しており、LED電球によるライトアップは、今までの御嵩駅前にはなかった幻想的な雰囲気を醸し出しています。毎月第1、第3日曜日に開催される宿の市では、地域の生産者による野菜が販売され、人気のあるものは即完売している状況であります。今後はさらに地元に着し、地産地消の駅前販売所として広く認知され、さらなるにぎわいが創出できる施設を目指してまいりたいと考えております。

次に、同じく4月4日にオープンしましたみたけ健康館の現状をお知らせします。

みたけ健康館は、超高齢社会の介護予防と健康づくり事業として、高齢者の筋力トレーニング等を行うことにより、身体機能の改善や体力の低下を予防することを目的として整備いたしました。当館では、高齢者の方を対象とした筋力トレーニング教室や、そのフォローアップ、また初心者向けの体験会を計画的に実施しておりますが、率直な感想を申し上げますと、世代を問わずこれほどの反響があることは、想像を超えているものがございました。これも町民の健康に対する意識の高さを示すものとして、施設整備をして本当によかったと思っているところでもあります。介護予防と健康づくりに対する町民の皆さんの関心が思いのほか高く、おかげ

をもちまして、オープンしてから2ヵ月の間の教室への参加者も延べ600人を超える盛況ぶりです。新規の教室開催を案内したところ、募集人員を3倍以上も上回る申し込みがあったため、今後は、当初の予定より開催回数をふやし、より多くの方が参加できるよう事業展開を図っていくこととしております。また、今後は、10月から始まる特定健診後の保健指導、いわゆるメタボリック対策だけでなく、生涯教育分野における軽スポーツ振興の観点で積極的な活用を進め、要望の多い夜間や土曜日・日曜日などの利用時間の拡大に具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、5月23日にオープンしました御嶽宿わいわい館について申し上げます。平成18年度策定の御嵩町第4次総合計画の中で、ここ御嶽宿を地域固有の財産と定め、さらにその後の御嶽宿地域再生構想及び御嶽宿地域景観等整備指針を策定する過程で、この地域には人と人との交流の場が不可欠であるという熱意のある意見が多数寄せられました。こうした経緯から御嶽宿わいわい館が整備されることとなりましたが、町内はもとより町外からも開館以来毎日平均115名の来館者があり、こういうくつろげる場所が、施設が欲しかった、また来てみたいという声が届いているところであります。また、奥にある会議スペースでは、介護予防の一環として毎週火曜日に脳の健康教室を実施しており、さらにこれらの施設の来訪者に願興寺や中山道みたけ館など旧来のものを含めた施設等の御案内をすることにより、各施設間の人の行き来が生まれ、一体的なにぎわいエリアを創出できたと考えております。これらの施設をいかに使い、命を吹き込んでいくかは、町民の皆さんの御協力をいただかなければできないことであります。今後は、さらに知恵を出しながら、町内のもう一つの宿場である伏見宿を含めた一体的な活性化を図るよう考えてまいります。

駅前3施設の活用と関連づけて考えなければならないのが、名鉄広見線の存続問題であります。第6回名鉄広見線対策協議会において名鉄広見線活性化計画が決定されたことを受け、3月29日に開催された第7回対策協議会の中で、従来の対策協議会が解散され、活性化協議会を設立することが決定されたことで、いよいよ具体的な対策事業の実施へシフトいたしました。4月より事業実施に必要な人員強化を図るため名鉄広見線利用促進員を雇用し、活性化のための事務全般を担っていただいております。促進員のマンパワーを活用しながら、まず手始めに着手したのは利用促進の啓発であります。その手法として、イベント情報や利用促進につながる情報を掲載したニュースレターを月刊誌として5月から発行し、町内全戸と可児市の広見線沿線地区に配布しております。また、活性化協議会のホームページを開設し、ニュースレターの届かない地域へも情報発信が可能となっております。

ここで、最新の利用促進事業の結果について御報告いたします。

名鉄が発行する情報誌「W i n d」の5月号で名鉄駅周辺の7店舗が紹介され、名鉄利用者

がこれらの店を利用した場合の商品値引きを5月の1ヵ月間実施し、この効果により約100件の利用件数があったと報告がありました。今後も活性化協議会として、名鉄利用者への値引きなどが可能な協力店を募集し、利用増につなげる取り組みを推進してまいります。ほかの具体的な促進事業といたしましては、先ほど触れました駅前のおさんさん広場、わいわい館を活用した交流事業により名鉄利用の促進、駅前駐車場の整備によるパーク・アンド・ライドの促進、「よってりゃあ、みたけ」夏祭り等のまちづくりイベントとの連携、小・中学校や保育園、幼稚園などの遠足に対する運賃補助制度などを通じ名鉄を利用するよう誘導してまいります。さらに、今年度より、御嵩町職員会が利用促進の一環として、職員会費の中から捻出した資金により、3ヵ月に1回の割合で御嵩駅－新可児駅間の切符を職員1人当たり2枚購入することになりましたことを報告させていただきますとともに、今後もこうした複合的に利用促進策を積極的に展開したいと考えております。こうした利用促進の内容につきましては、ニューステアに掲載し、毎月報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

無水道地域の対策については、私が町長選に立候補する際に表明しましたマニフェストには明記していない問題でありました。しかし、この問題と老人福祉施設問題は、前柳川町政において産業廃棄物処理施設の建設を反対するからには避けては通れない問題であると考えておりました。産廃計画業者は、その計画の受け入れを条件に、地元と口頭ではありますが水道施設建設の約束をしていたことは御承知のとおりであります。当時、私が現地で説明会等を開催した折、「500万人の水を守って100戸の水は犠牲にするのか」と詰め寄られたことは鮮明に記憶に残っております。この地域の方々の心情を察すれば、この問題について真剣に取り組むべきと考えるのは当然かと思えます。無水道地域対策を協議するため、平成7年度より上之郷の無水道地区のそれぞれの代表である無水源地域水道委員の方を交え、懇談会などを通して意向を確認しながら事業の実施に向けて取り組んでまいりました。そこで考えるべき重要な判断材料といたしましては技術的、財政的な裏づけではありますが、それを得るために平成21年度に調査設計を開始し、物理的調査や事業費などについて総合的な調査をした上で、起債償還等の財政的シミュレーションを実施いたしました。これらの結果をもとに、無水道地域5地区に対し事業の概要を示し、工事に伴う受益者負担金などを含めた事業実施の意思及び方向性を確認し、かねてより地元の念願であった無水道地域の解消について実施すべきものと結論いたしました。現在は、御嵩町水道事業経営審議会において慎重な審議をいただいているところであります。

第1回定例会におきまして御報告申し上げたところではありますが、衆議院予算委員会第7分科会において今井雅人衆議院議員の亜炭廃坑問題に関する質問に対し、経済産業省の近藤大臣政務官が、「御嵩町の皆様の御意見というのは委員の御指摘でもございますので、これは当

然のごとお話を聞く機会が必要であろう、このように認識しております」と答弁をされたところであります。この答弁を受け、去る5月28日に今井議員のお骨折りにより、鈴木議長、植松副議長、安藤議員とともに国会内及び経済産業省へ出向き、民主党の吉田副幹事長、並びに答弁に立たれた近藤大臣政務官に対し要望活動を実施いたしました。今回は、広範囲に及ぶ大規模な被害を国が復旧する制度を新設すること、特定鉱害復旧事業等基金の枯渇がないよう財源を確保すること、陥没危険地域の特定のために調査及び抜本的地盤対策を実施すること、今後発生が予想されている大規模地震災害の避難所で義務教育施設でもある共和中学校等の対策工事実施を要望してまいりました。この要望について期待できるような明快な回答はありませんでしたが、この問題はすぐに解決できる種類の問題ではございません。まずは最重要課題として、避難場所である共和中学校について、国による何らかの対策措置を実施されるよう、あらゆる手法について模索・検討し、議会の皆様の御協力をいただきながら、粘り強く要望活動を展開していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

マニフェストに掲げておりました小学校低学年30人未満学級であります。御嵩小学校の新1年生を対象に、この4月から県内市町村初の事業としてスタートをいたしました。現場の教員からは、一人ひとりの児童と接する機会が多くなり、さらにクラス内での児童の発言の機会が多くなるため、確かな見届けと児童同士のかかわりを大切にした授業の展開に役立つこととなると大変好評であります。また、保護者の方からも、きめ細やかな指導が受けられるとの好評を得ております。今後は、30人未満学級の学習の効果、教員や保護者の満足度等の観点から教育的効果を検証し、現場や保護者の意見を聞きながら継続してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、今回議案として提出いたします案件について、若干述べさせていただきます。

初めに、御嵩町監査委員に関する人事案件であります。

平成18年6月17日から代表監査委員を務めていただいている永瀬俊一さんが、6月16日で4年間の任期満了を迎えます。永瀬さんは、長年の金融機関勤務の経験、経歴と、財務や会計管理等についてすぐれた見識をお持ちであり、これまで当町の監査委員として誠実で公正な監査を行ってこられた実績がございます。まさに余人をもってかえがたい方であるため、再度、監査委員に選任することが最適と考え、同意を求める議案を上程いたしました。

次に、今回提案の一般会計補正予算についてであります。

まず歳入についてであります。県営ため池撫尾新地区の地元負担金として63万円、耐震診断の国庫補助金が6万円、後ほど説明させていただくあゆみ館増築事業に必要な予算として県補助金が1,467万6,000円、同じく福祉向上基金の繰入金として885万4,000円、諸収入として退職消防団員報償金が172万円であり、歳入合計は2,594万円となっております。

次に歳出であります、あゆみ館西側に作業棟を増築するための工事費として2,350万円を計上しましたので、説明させていただきます。

あゆみ館は、社会福祉法人慈恵会が指定管理者として管理運営を行っておりますが、障害のある方のうち一般の事業所に雇用されることが困難な方がこちらへ来所されており、自立と社会参加を促す支援の拠点として、地域の方々からも支えられております。平成18年4月施行の障害者自立支援法により、障害のある方々を対象にした新サービス体系への移行期限が平成23年度中に迫った中で、あゆみ館も現行の体制である知的障害者通所授産施設から、就労継続支援と生活介護の二つの機能を持った多機能型事業所への移行のために必要な作業棟を増築し、対応するものであります。

そのほかの歳出としましては、県営ため池等整備事業撫尾新地区の負担金として315万円、大庭台集会所の耐震診断補助金として12万円、消防団の退職者が見込みより増加したことによる退職報償金が90万円であり、歳出合計は歳入と同じく2,594万円となっております。

また、平成23年度から平成26年度までの債務負担行為の補正として、県営ため池等整備事業撫尾新地区の負担金限度額3,750万円を設定しております。

次に、条例に係る案件2件についてであります。

平成21年6月の民間育児・介護休業法の改正と同趣旨の措置として、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されましたが、それに伴い、御嵩町職員の育児休業等に関する条例の改正案を上程しております。

また、職員が給与を受け職員団体活動を行う場合は、休日、休日の代休、年次有給休暇、または休職の期間であるとされておりますが、これに月60時間を超える時間外勤務代休制度による代休を追加すべく、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例案を上程させていただきました。

このほかには、諸般の報告といたしまして、平成21年度一般会計の繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書に関する件、御嵩町土地開発公社の経営状況に関する件の報告がございます。

以上、議案4件、報告3件であります。後ほど担当者から詳しく御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。

#### 議長（鈴木元八君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いをいたします。

## 会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 亀井千歳君、9番 佐谷時繁君の2名を指名します。

---

## 会期の決定

議長（鈴木元八君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、5月31日の議会運営委員会において本日より6月18日までの9日間と決めさせていただきました。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日より18日までの9日間にすることに決定しました。

なお、会期中の議案の審議の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いをいたします。

---

## 諸般の報告

議長（鈴木元八君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書、子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書、選択的夫婦別姓導入に反対する請願、永住外国人に対する地方参政権付与に反対する請願、財政援助団体監査報告書、随時監査実施報告書、定例監査実施報告書、現金出納検査結果報告、これは平成22年2月から4月分であります。以上10件が議長あてにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

なお、陳情書等のうち、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書、永住外国人に対する地方参政権付与に反対する請願の2件につきましては、6月2日に開催されました総務建設産業常任委員会協議会で御協議されました。

また、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書、子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に



関する陳情書、選択的夫婦別姓導入に反対する請願の4件につきましては、6月1日に開催されました民生文教常任委員会協議会で御協議されましたので御報告をいたします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第2号 平成21年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 平成21年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

#### 総務課長（田中康文君）

それでは、報告第2号 平成21年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

青のインデックス、諸般の報告の1ページをお願いいたします。

平成21年度御嵩町一般会計予算の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費及び消防費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

2ページ及び3ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書であります。3月定例会におきまして御審議いただきました繰越明許費20件に係る繰越計算書につきまして御報告いたします。

1番の農林水産業費の町有林間伐推進作業道整備事業から、14番の教育費の町民綱木グラウンド管理棟改修工事までは、国の2次補正に盛り込まれた地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で、合計6,788万750円を繰り越しいたしました。15番の総務費の街道みたけ交流館（仮称）建設工事は既に事業は完了していますが、駐車場整備分500万円を繰り越しいたしました。16番の民生費の子ども手当システム委託事業は、平成22年度から実施される子ども手当支給のための電算システム委託経費で200万円を繰り越しいたしましたが、金額が確定しましたので136万5,000円を繰り越しいたしています。17番の衛生費の緑の分権改革事業は、緑の分権改革推進事業交付金を受けて、クリーンエネルギー導入に向けた調査等を行う事業1,300万円を繰り越しいたしました。土木費の18番の御嵩83号線道路新設ほか工事及び19番の御嵩102号線道路改良工事の2件につきましては、21号バイパス関連工事であるため、国交省による21号バイパス開通がおくれたことにより1,530万円を繰り越しいたしました。20番の全国瞬時警報システム（Jアラート）整備事業は、メーカーの開発がおくれたことにより602万円を繰り越しいたしました。以上20件の事業で、翌年度への繰越総額は1億856万5,750円であります。

なお、資料つづりの23ページが繰越明許費繰越計算書の説明資料となっておりますので、お

目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

次に、4ページをお願いいたします。

報告第3号 平成21年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告をさせていただきます。

平成21年度御嵩町一般会計予算の総務費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により準用する同令第146条第2項の規定により報告するものであります。

5ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越計算書であります。総務費の平成21年度御嵩町上之郷地区地域情報通信基盤整備工事は、使用する電柱の管理者への共架申請が多数となったため、電柱管理者側の承諾処理に相当の時間を要することが明らかになり、平成21年度中の工事完了が困難となったため9,754万5,000円を繰り越いたしました。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

#### **議長（鈴木元八君）**

続きまして、報告第4号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し説明を求めます。

吉田建設課長。

#### **建設課長（吉田隆博君）**

それでは、諸般の報告つづりの6ページをお願いいたします。

報告第4号 御嵩町土地開発公社の経営状況を地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

それでは8ページをごらんください。

平成21年度事業報告につきまして御説明申し上げます。

まず概況の総括事項ですが、平成21年度の公社の事業としましては、新たな用地取得等はなく、町道中125号線道路改良用地、御嵩駅前整備用地ですが、この借入金に対する利息の支払いを行うのみとなりました。これによりまして、平成21年度末現在の土地保有量は、面積1,318.06平米、金額4,930万7,539円となっております。

続きまして、理事会の開催状況ですが、平成21年5月25日に理事会を開催いただきまして、定款変更と、20年度の決算につきまして審議いただきました。また、本年は3月5日に第1回の理事会を開催いただき、22年度予算、事業計画につきまして御審議いただき、承認されております。

続きまして、9ページですが、2の重要契約の要旨でございますが、21年度は締結しません

でしたので、掲載しておりますが、新規の契約はありませんでした。

続きまして、10ページ、11ページの決算報告書をごらんください。

ここから事項別明細財務諸表になっております。

決算額で説明させていただきます。

まず収益的収入及び支出のうち収入の部ですが、事業収益はありませんでした。事業外収益としましては、予算額1万円に対しまして決算額1万9,769円となりました。これは、普通預金、定期預金の利息でございます。

次に、支出に移ります。

2の販売費及び一般管理費ですが、目の人件費で予算額3万円のうち1万5,000円を支出しています。これは監査委員さんに対する監査報酬でございます。目の2経費欄ですが、節の1旅費におきまして1万2,000円を支出しております。これは、理事会に出席いただいた委員さんに対する費用弁償でございます。合わせまして2万7,000円を支出しています。したがって、収益的支出の合計は2万7,000円となっております。

次に12ページ、13ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の方へ移ります。

まず収入の方ですが、資本的収入はありませんでした。

2段目の支出でございますが、公有地取得事業で、節の6長期借入金利息が駅前整備用地取得に伴う借入金利息ですが、38万5,725円となっております。資本的支出の合計は、この借入金利息のみで38万5,725円となっております。

続きまして、損益計算書を14ページに掲載してございます。

上から3段目のⅢの販売費及び一般管理費で2万7,000円の支出、Ⅳの事業外収益として受取利息の1万9,769円の収入、これを差し引きしました7,231円が21年度の経常損失となりました。なお、下段のⅥ、Ⅶの特別利益、特別損失もございませんでしたので、平成21年度の純損益としましては、経常損失の7,231円がそのまま純損失となりました。

次に、隣の15ページへ移りまして、貸借対照表をごらんください。

資産の部のうち流動資産、(1)の現金及び預金で期末残高が517万131円、事業未収金はございませんでした。(3)の公有用地でございますが4,930万7,539円で、これだけの価値の土地を保有しております。流動資産の合計としましては5,447万7,670円となりました。

下段の固定資産でございますが、有形固定資産、無形固定資産は所有しておりませんでしたのでゼロ円でございます。3の投資その他の資産で500万円。これは、設立団体である御嵩町からの出資金を長期性預金として保有しているものでございます。資産合計としましては5,947万7,670円となりました。

表の右側の負債の部でございます。

流動負債は、各項目ともありません。固定負債の方で、長期借入金として4,000万円でございます。これは、駅前整備用地関連の借入金でございます。

下段の資本の部へ行きまして、Ⅰの資本金で500万円。これは固定資産と同様ですが、町からの出資金を基本財産として資本計上してございます。

Ⅱの準備金ですが、20年度末までの準備金が1,448万4,901円ございまして、ここから損益計算書で説明しました当期純損失の7,231円、赤字分でございますが、これを差し引きしまして1,447万7,670円を21年度末の準備金残高としております。したがって、資本合計は1,947万7,670円、負債と資本の合計は5,947万7,670円となり、貸借のバランスがとれているということでございます。

次に16ページへ移りまして、財産目録を掲載してあります。これは先ほどの貸借対照表と非常に似たものがございますが、全体の財産から負債を引いた正味財産というものをあらわしておりまして、表の右下段の1,947万7,670円が公社の持っている正味の財産ということでございます。あとは、先ほどの貸借対照表と同じ数字が入っております。

次の17ページでございますが、キャッシュ・フロー計算書でございます。

上から順に説明しますが、人件費支出として1万5,000円、これは監査委員報酬でございます。その他の業務支出として1万2,000円、これは費用弁償でございます。小計としまして2万7,000円のマイナスとなっております。利息の受取額としまして1万9,769円ありまして、利息支払額としまして38万5,725円の支出で、事業活動によるキャッシュ・フローの合計は39万2,956円のマイナスとなっております。Ⅳの現金及び現金同等物増加額としましてはマイナス39万2,956円となりまして、Ⅴの現金及び現金同等物期首残高の556万3,087円から差し引きまして、Ⅵの期末残高は517万131円となり、これは先ほどの貸借対照表の現金及び預金と一致するものがございます。この表は、期中の現金の流れのみをあらわしたものと御理解ください。

次の18ページ以降につきましては、附属書類ということでございます。

経理基準要綱には附属明細一覧表に掲げてある21表の添付を規定しておりますが、本町の土地開発公社の事業活動に係る表を太字で表示しましたが、この分のみの添付とさせていただきます。

19ページの様式第1号でございますが、先ほど説明した現金、預金517万131円をどのように保有しているかをあらわしたもので、すべて普通預金で保有しております。預け入れの内訳は、めぐみの農協中支店、十六銀行御嵩支店、東濃信用金庫御嵩支店の3行に分散して預け入れております。

次の20ページの様式第2号 公有用地明細表で、現在公社が保有している商品につきまして、

区分ごとに期首からどう動いたかをあらわしています。

駅前整備用地としまして、期首残高、金額にして4,892万1,814円を前年度より繰り越しました。21年度中の増加額としましては、支払利息が38万5,725円ありましたので、期末残高が4,930万7,539円となりました。面積の増減はありませんでした。

次の21ページ上段、様式第17号に長期借入金の明細を掲げております。東濃信用金庫御嵩支店から駅前用地取得に伴い4,000万円を借り入れております。利率は0.975%となっております。

次に下段の様式第18号 資本金明細表を掲載しております。御嵩町からの出資金の内訳になりますが、十六銀行に270万円、めぐみの農協に230万円、計500万円をそれぞれ定期預金で保有しております。

以上、簡単でございますが、平成21年度御嵩町土地開発公社の決算についての説明を終わります。

また、去る4月23日に監事の永瀬俊一さんと早川議員に監査をお願いしました結果を、監査意見書として22ページに添付させていただいております。報告書、財産目録、財務諸表等につきまして適正に処理をお認めいただいておりますので、これを御報告させていただきます。

続きまして、平成22年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算について御説明いたします。26ページをごらんください。

平成22年度におきましては、町道中125号線道路改良用地売却ということで、御嵩駅前整備用地を町へ売却する予定をしております。公社所有の面積は1,318.06平米で、売却予定金額は土地の取得価格と造成費用、借入金の利息を含めまして4,970万4,000円でございます。

続きまして、28ページをごらんください。

平成22年度御嵩町土地開発公社予算について説明させていただきます。

第1条 平成22年度御嵩町土地開発公社の予算は、次に定めるところによるということで、第2条に収益的収入及び支出を定めております。収益的収入としましては、公有地取得事業収益としまして、先ほど説明しました駅前整備事業用地の4,970万4,000円、受取利息1万4,000円、合計4,971万8,000円でございます。収益的収入につきましては、公有地取得事業原価としまして駅前用地を売却しますので4,970万4,000円の支出、販売費及び一般管理費として理事会の費用弁償と監査委員報酬で6万9,000円、支払利息として一時借入金の利息分が4万円、予備費として1万円で、支出合計が4,982万3,000円となっております。この差し引き10万5,000円が22年度の損失ということになってきますが、この損失につきましては前期繰越準備金から補てんするものとしております。

続きまして、29ページですが、資本的収入及び支出を掲載しております。

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるところで、資本的収入はゼ

ロ、資本的支出としまして第1項公有地取得事業の39万7,000円。これは長期借入金の利息でございます。第2項としまして、長期借入金の償還金が4,000万円で、支出合計としましては4,039万7,000円を予定しております。なお、収入がゼロで、支出が4,039万7,000円でございますので、この不足額の4,039万7,000円につきましては、当該年度の損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

次に、第4条で長期借入金について定めておりますが、22年度につきましては借り入れの予定はしておりません。したがって、借入限度額はゼロでございます。

第5条で一時借入金の規定をしております。22年度における一時借入金の限度額を200万円とするということを規定しておりますが、現在のところ一時借入金を利用することは考えておりません。

続きまして、30ページからは予算明細書でございます。

収益的収入ということで、事業収益としましては、駅前用地の売却収益が4,970万4,000円、定期預金等の利息を1万4,000円見込んでおります。

31ページが収益的支出でございます。

事業原価が、駅前用地の売却原価としまして4,970万4,000円、販売費及び一般管理費としましては、人件費3万円を計上しております。これは監査委員さんへの報酬でございます。目の2経費についてですが、旅費が2万4,000円。これは理事会における議会代表の理事の皆さんに対する費用弁償でございます。それから需用費で1万円、役務費で5,000円ということで、販売費及び一般管理費の合計は6万9,000円でございます。

款の3事業外費用ということで、一時借入金の利息を4万円ほど一応予算化しております。先ほど申しましたように、一時借り入れを利用する予定はありませんので、恐らく未執行になる可能性が高いと思いますが、一応予算化させていただきました。

款の4予備費で1万円、トータルとしまして収益的支出の合計は4,982万3,000円でございます。

32ページの資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入につきましては、借り入れ等の収入はございませんのでゼロでございます。

支出の方ですが、項の1公有地取得事業で、節の6長期借入金利息として39万7,000円を予算計上しております。これは、御嵩駅前整備用地の取得時に借り入れた4,000万円に対する借入利息でございます。

項の2借入金償還金ですが、御嵩駅前整備用地の借入金4,000万円の償還を予定しております。

支出合計が4,039万7,000円でございます。

以上で予算の内容の説明を終わります。

33ページの資金計画以降につきましては、お目通しいただきたいと思います。

以上で御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告とさせていただきます。

---

### 議案の上程及び提案理由の説明

#### 議長（鈴木元八君）

次に日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提案されました議案第29号から議案第32号までと発議第6号の5件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて、朗読を省略し説明を求めます。

竹内副町長。

#### 副町長（竹内正康君）

それでは、議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

この議案は、代表監査委員の永瀬俊一委員がこの6月16日で任期満了となるわけですが、永瀬委員におかれましては、長年の金融機関勤務の経験と実績を生かし、公平・公正な監査を行っていただいております。まさにと適任であります。今回、引き続き監査委員をお願いいたしたく議会の同意を求めます。

議案にありますように、氏名は、永瀬俊一さん、生年月日は、昭和17年8月28日生まれ、住所は、御嵩町中670番地1であります。

資料つづり1ページに履歴書が載せてありますので、お目通しの上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（鈴木元八君）

議案第30号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、朗読を省略し説明を求めます。

田中総務課長。

#### 総務課長（田中康文君）

それでは、議案つづりの2ページをお願いいたします。

議案第30号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

青のインデックス、補正予算の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,594万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,842万7,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

第2条 債務負担行為の追加につきましては、第2表で説明いたします。

それでは4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正につきましては、県営ため池等整備事業（撫尾新地区）を平成26年度まで事業を実施するため、この事業に伴う負担金3,750万円の債務負担行為の設定を行うものであります。期間は平成23年度から26年度までであります。

次に7ページをお願いいたします。

それでは、歳入から説明いたします。

款12分担金及び負担金の目01農林水産業費分担金63万円は、中長瀬地区撫尾新ため池の県営ため池等整備事業に係る地元水利組合負担金であります。

款14国庫支出金の目04土木費国庫補助金6万円は、大庭台公民館2カ所に係る国の耐震診断補助金であります。

款15県支出金の目02民生費県補助金1,464万6,000円につきましては、知的障害者通所授産施設あゆみ館は、障害者自立支援法の施行により新体系へ移行する必要があります。新体系へ移行による福祉サービスの基盤整備を図るための作業棟の建設に伴う、岐阜県障害者自立支援基盤整備事業補助金であります。

目06土木費県補助金3万円は、大庭台公民館2カ所に係る県の耐震診断補助金であります。

款18繰入金金の目07福祉向上基金繰入金885万4,000円は、あゆみ館作業棟建設工事に係る一般財源分であります。

8ページをお願いいたします。

款20諸収入の目05雑入172万円は、町が共済契約を締結しています消防団員等公務災害共済基金からの退職消防団員に係る報償金であります。

9ページをお願いいたします。

次に、歳出を説明いたします。

款03民生費の目01社会福祉総務費2,350万円は、知的障害者通所授産施設あゆみ館の障害者福祉サービスの新体系移行に伴い、通所者の工賃の増加、生活介護による創作や生活活動の機会の提供が可能となる作業棟の建設に伴う設計委託料及び工事請負費であります。なお、建築建



物は鉄骨平家建て、建築面積168平米で、あゆみ館の西側に建設を予定しています。

款06農林水産業費、目04農地費315万円は、長瀬地区撫尾新ため池整備事業に伴う詳細設計に係る県営ため池等整備事業負担金であります。

款08土木費の目01都市計画総務費12万円は、大庭台集会所2ヵ所の耐震診断に係る御嵩町建築物等耐震化促進事業費補助金であります。

款09消防費の目01非常備消防費90万円は、退職消防団員が予定より多くの人数となりましたので消防団員退職報償金を増額するものであります。

10ページをお願いいたします。

款14予備費の173万円は、財源調整のための予備費の減額を行っています。

なお、青のインデックス、資料つづりの2ページから10ページが福祉課及び農林課の補正予算に関する資料となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第31号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件について、朗読を省略し説明を求めます。

鍵谷企画課長。

#### 企画課長（鍵谷昌孝君）

それでは、議案第31号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案つづりは3ページから5ページ、関連する資料つづりは11ページから20ページでございます。

今回の条例改正の趣旨を、資料つづり11ページで御説明いたします。

今回の条例改正は、急速な少子化に対応するため、家庭を構成する男女がお互いに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するという趣旨から、現行の条例の規定では、夫婦の一方が育児休業を取得している場合には、その配偶者については育児休業ができないという規定を見直し、配偶者が育児休業している職員も育児休業等が請求できるようにするための改正内容であります。

請求できる育児休業等の内容は、ページ中段の改正概要の①にある、出生の日から3歳に達する日まで取得できる育児休業、小学校就学前まで勤務時間を短縮できる育児短時間勤務、小学校就学前まで勤務時間の始め、または終わりに1日2時間以内で取得できる部分休業、以上の三つであります。

また、②で、現行の制度で男性職員がその子の出生の日後8週間、これは産後休暇の期間ですけれども、そのうちに特別休暇を5日以内で取得できる制度を、既に取得している職員についても、同じ子について今回の改正により再度の育児休業の請求ができることとなりました。

また、③で、3歳未満の子を養育する職員について、深夜の時間外勤務や宿直業務について制限できることとなりました。

これら①から③までの内容の改正を行うため、御嵩町職員の育児休業等に関する条例、御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、御嵩町職員の給与に関する条例の三つの条例の一部改正を一括して行うものであります。

この改正条例の施行日は、平成22年6月30日であります。

なお、条例の新旧対照表を資料つづりの12ページから20ページに載せてありますので、後ほどお目通しください。

続きまして、議案第32号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは6ページ、関連する資料つづりは21ページから22ページでございます。

今回の条例改正の趣旨を、資料つづり21ページで御説明いたします。

今回の条例改正は、ことしの4月1日から、月に60時間を超えた時間外勤務について、支給率の割増分の支給にかえて代休を指定することができる時間外勤務代休制度が創設されました。今回、この時間外勤務代休時間を使って職員団体のための業務や活動を通常の勤務時間内に行うことができる規定を第2条第2項に加え、改正前の第2項の規定を第3項として規定するものであります。

この改正条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日に、遡及して適用するものであります。

条例の新旧対照表を資料つづりの22ページに載せてありますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第31号と32号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### **議長（鈴木元八君）**

続きまして、発議第6号 名鉄広見線存続のための法定協議会設立に関する決議について、議会事務局長に朗読をさせます。

佐久間議会事務局長。

#### **議会事務局長（佐久間英明君）**

それでは、ただいまの議案につきまして説明いたします。

議案の資料につきましては、本日配付いたしました定例会議案その2という資料をごらんい

ただきたいと思えます。

1枚めくっていただきまして、1ページ。

---

発議第6号

名鉄広見線存続のための法定協議会設立に関する決議

名鉄広見線存続のための法定協議会設立に関する決議書を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条第5項において準用する同法第109条第7項の規定に基づき、次のとおり提出する。

平成22年6月10日提出

提出者 御嵩町議会

名鉄路線対策特別委員会

委員長 岡本隆子

---

2ページに移ります。

---

名鉄広見線存続のための法定協議会設立に関する決議

名鉄広見線を存続させるべく、御嵩町議会において平成21年12月議会で、名古屋鉄道（株）に対する「財政支援・年1億円・3年間負担」（内御嵩町7,000万円、3年間負担）が議決承認され、御嵩町・可児市・八百津町の1市2町及び関係機関により設立された名鉄広見線対策協議会においても承認されました。

また、平成22年から24年までの3年間は活性化計画期間とし、利用者の減少に歯止めをかけて増加に転じさせ、3年間で12万人増加の111万1,000人を目標として利用促進策が実施されています。

しかし、3年後以降の存続のための対策が明確にされていません。行政が存続のあり方の方針を明確にし、今後の行動計画を住民に示すべきであると考えます。この行動計画は、行政、交通事業者、住民等が協議したものでなくてはなりません。利用促進、存続のあり方について、国、県、沿線自治体、交通事業者、住民など全体で一緒に考えることが重要です。そのための枠組み、つまり法定協議会の設置が必要であります。

当町議会は、御嵩町長に対し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年第59号）第6条第1項に規定する協議会の設立を前提とした取り組みを要望し、ここに決議するものです。

平成22年6月18日

御嵩町議会

---

以上です。

**議長（鈴木元八君）**

朗読が終わりましたので、ここで発議第6号について、提出委員会の委員長より説明を求めます。

7番 岡本隆子さん。

**7番（岡本隆子君）**

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

名鉄広見線の存廃問題は町民の間でも話題に上っており、7,000万円出しても本当に残るのだろうかと不安に思っている町民も少なくありません。広見線の存廃問題は御嵩町の将来を大きく左右する問題であり、何としてでも存続させなければならないと考えます。

現在、広見線の利用促進策がいろいろと実施されており、少しずつ利用者はふえてきているやに聞いております。しかし、3年後の施策が明確にされておらず、そこに一抹の不安を覚えます。利用促進と同時進行で、国・県・市町、事業者、住民や商業施設、事務所、病院、学校などの公共交通を支える担い手、そして学識経験者やコンサルタントなどの多様な主体が広見線存続のために連携、協働して取り組んでいく法定協議会を設置することは、大いに有効な手段であると考えます。殊に、法定協議会では交通事業者に参加応諾義務が課せられているので、交通事業者からの専門的な助言をいただくことが可能となります。そして、相互連携計画を立てることにより認定を受ければ、その具体的な計画に補助が出ることや、毎年事業を評価し、効率的、効果的に事業が実施されることなど、法定協議会にはすぐれている点が上げられます。

さて、先般、私は議長とともに可児市議会議長と八百津町議会議長にお会いして、御嵩町議会は、議会の意志として法定協議会の設置を御嵩町長に対して決議したいと考えている。これはあくまでも御嵩町長に対しての法定協議会設置の決議であり、可児市議会や八百津町議会に口出しするものではない旨をお伝えしてまいりました。その際、可児市議会議長さんからは、「今のところ、御嵩町さんの住民の方からはあまり熱心な声が聞こえてこないが、ぜひ御嵩でも、もっと盛り上げて頑張ってもらいたい。御嵩で盛り上げて、可児市さん何をやっていると言えるぐらいに頑張ってもらいたい」という、まさに鬼に金棒のような力強いエールをいただきました。また、八百津町議会議長さんからは、「八百津線は残念ながら廃線になってしまったが、伊岐津志のトンネルが開通すれば八百津の人たちも広見線が利用できる。そのためにも、ぜひ頑張ってもらいたい。八百津町でできることは何でも協力する」と言ってくださいました。ぜひとも御嵩町議会の意志として、法定協議会の設置を要望する決議をしていただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時30分に再開したいと思いますので、よろしくお願ひします。

午前10時22分 休憩

---

午前10時30分 再開

議長（鈴木元八君）

休憩を解いて再開をいたします。

---

#### 請願の委員会付託

議長（鈴木元八君）

日程第5、請願の委員会付託を行います。

請願第1号 21号線バイパス尼ヶ池交差点への信号設置等に関する請願書を議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。

佐久間議会事務局長。

議会事務局長（佐久間英明君）

それでは、本日お配りしました請願つづり、緑の表紙のつづりをごらんいただきたいと思ひます。

1ページ、めくったところでは、朗読いたします。

---

平成22年5月24日

請願第1号

御嵩町議会議長 鈴木元八殿

請願者 可児郡御嵩町古屋敷519番地の1

古屋敷自治会

可児郡御嵩町古屋敷413

自治会長 西川 毅

紹介議員 谷口 鈴男

21号線バイパス尼ヶ池交差点への信号設置等に関する請願書

#### 【請願趣旨】

一般国道21号線バイパスも開通に向けて順調に工事が進捗しているとのことですが、聞くと

ころによりますと旧多治見－白川線（町道253号線）には信号交差点が設置されないとのことでありますが、とんでもないことであります。この件は平成8年以降用地買収当時から国交省多治見砂防国道事務所との間では機能回復道路として道路の拡幅と信号交差点の設置は約束されていることであります。当然のことながら、この道路は古屋敷区民にとっては大切な生活道路であるとともに通学道路でもあります。さらに、古屋敷南部の工場等への大型車の通行道路はこの交差点しかなく、また現多治見－白川線、古屋敷交差点からこれら尼ヶ池交差点までの南北の横断に対する地元要望はほとんど聞いてもらえず、古屋敷区民としてはとても承知できないものであります。だからこそ、私ども区民の全員が尼ヶ池交差点が信号交差点になるものと信じて疑いませんでした。なお、今日までこの問題について一度も行政側から区として説明を受けておりませんので、早急に説明会開催を強く求めるものであります。地元を無視した物事の決定は決して許されるものではありません。

以上等の理由により、下記の件を住民の署名をもって強く請願するものであります。よろしくお願い致します。

**【請願事項】**

21号バイパス尼ヶ池交差点を信号交差点にし、横断歩道を設置すること。

---

以下、添付書類はお目通しいただきたいと思えます。以上です。

**議長（鈴木元八君）**

朗読が終わりましたので、請願第1号について、紹介議員より説明があれば、これを許します。

11番 谷口鈴男君。

**11番（谷口鈴男君）**

ただいま、事務局長より朗読をしていただきました内容のとおりでございまして、この旧県道多治見・白川線と新たに建設中の21号バイパスとの交差点改良及び信号機設置の信号交差点として、機能回復道路の代替措置というものをきちっと整備をしていただきたいというものであります。

この件につきましては、平成8年当時、建設省が用地買収に、また幅ぐい等の設置等について、何回かにわたりまして、古屋敷の自治会及び対策委員会との協議のプロセスの中で、この尼ヶ池交差点についてはきちっと整備をし、その道路の拡幅等も含めて将来に生活の支障のないように整備をさせていただきますという約束と、その約束を前提として用地買収が促進された経緯があります。

したがって、特にこの問題が今日急浮上した経緯は、第3工区と第4工区の工事のちょ

うどはざままでございまして、それぞれの地域対策委員会との対応というものが、旧尼ヶ池までの区間と、それから第3工区の尼ヶ池から井尻までの区間、この間の協議のはざまに入ってしまった、しっかりとした協議が実はされなかったということと、あわせてこの区間の信号設置等につきましては、地元との十分な協議が、実は今までの経緯の中ではなされていないという事実でございます。

それと同時に、この道路につきましては子供の通学道路でもありますし、現在は、いわゆる仮通行ということで、対向車線なしの道路がバイパスの計画上に利用されておりますけれども、朝の通学時間帯は、いわゆる通勤時間帯よりも少しわざわざ早目に設定をして、そして地域の皆さん方が毎朝、その通学の安全を期するために父兄が交代で横断をさせておる現状でありますし、現在、そこに仮設の歩道さえも設置されていない、いわゆる横断歩道施設の設置もされていないという非常に危険な状態の中で毎日の通学を余儀なくされております。

こういうような状況の中で、近々全線開通という状況を迎えておりますので、緊急にこの問題は協議をされ、適切な措置をしていただくことが、この地区住民にとっては大切な問題でございますので、その点を踏まえまして、皆さん方の慎重なる協議と、そして必要ならば現場確認もしていただきながら、適切な判断をぜひともお願いをしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 議長（鈴木元八君）

ただいま議題としております請願1号につきましては、5月31日開催の議会運営委員会において、総務建設産業常任委員会にその審査を付託することの決定をいただきました。

お諮りします。この請願につきましては、総務建設産業常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第1号は、総務建設産業常任委員会にその審査を付託することに決定いたしました。

---

#### 議案の審議及び採決

#### 議長（鈴木元八君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 散会の宣告

議長（鈴木元八君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月15日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さんでした。

午前10時42分 散会



上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

